

能美市団体旅行促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内での回遊を促進し交流人口の拡大を図るため、能美市への来訪に対し、予算の範囲内において能美市団体旅行促進補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 能美市への来訪 旅行、合宿、学会(主に学者により構成される団体で、学術研究の向上及び発展を図ることを目的とする団体又は市長が認める団体が主体となって開催する学術研究の発表若しくは討論のための集会その他これらに準ずるものをいう。)、修学旅行(学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、同法第134条第1項に規定する各種学校、その他これらに類する教育施設により実施されるもの)等をいう。

(2) 旅行会社 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定により登録を受けた旅行者又は旅行者代理業者で、能美市への来訪を実施する団体又は個人と旅行手配契約を締結したものをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、当該各号に掲げるものとする。

(1) 団体又は個人が能美市への来訪を実施する場合 団体又は個人

(2) 団体又は個人が旅行会社と旅行手配契約を締結し能美市への来訪を実施する場合 旅行会社

(補助金の交付対象となる能美市への来訪)

第4条 補助金の交付対象となる能美市への来訪は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 団体又は個人が企画、手配及び実施するもので宿泊者数が延べ10人以上であり、別表1に掲げる指定観光スポットを1箇所以上訪れること。

イ 旅行会社が企画、手配及び実施するもので宿泊者数が延べ10人以上であり、別表1に掲げる指定観光スポットを1箇所以上訪れること。

(2) 市外からの来訪者によって実施されること。

(3) 対象の宿泊施設は、能美市内の施設であり、旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の規定により石川県知事の許可を受けた者のうち、同法第2条第2項に規定する旅館又はホテル営業を営むもの及び同条第3項に規定する簡易宿泊所営業を営むもの並びに住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の規定により石川県知事に住宅宿泊事業を営む旨の届出をした者が経営を行うものであること。

2 貸切バスを利用する場合における補助金の交付対象は、修学旅行として能美市へ来訪する団体とする。この場合において、利用するバスは、一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた事業者のバスでなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助金の交付の対象としない。

(1) 国又は地方公共団体が主催するもの。ただし、能美市以外の地方公共団体の教育委員会が主催する合宿又は修学旅行の場合は、この限りでない。

(2) 能美市への来訪を実施する団体又は個人が営利を目的とするもの

(3) 政治的又は宗教的活動を目的とするもの

(4) 本市から別に直接的な補助を受けたもの

(5) 同一の能美市への来訪に対して重複して補助金を申請するもの

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する事業(第2条第1項第1号及び2号を除く。)を行う旅行会社が行うもの

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団に係る旅行会社又は団体が行うもの

(8) その他市長が公序良俗の観点から適当でないと認める旅行会社又は団体が行うもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額及びその限度額は、別表2に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、能美市への来訪の実施の14日前までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(1) 能美市団体旅行促進補助金交付申請書(様式第1号)

(2) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の交付の申請があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付を決定し、能美市団体旅行促進補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、助成事業を適正に行わせるため、必要な指示、指導又は条件を付することができる。

(中止の承認申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた能美市への来訪が、次の各号のいずれかに該当する場合により中止しようとするときは、能美市団体旅行促進補助金中止承認申請書(様式第3号。以下「中止承認申請書」という。)及びその他市長が必要と認める書類を、速やかに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 助成事業を中止しようとするとき。

(2) 補助金の申請を取り下げようとするとき。

2 市長は、中止承認申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金交付の

中止を承認し、能美市団体旅行促進補助金交付中止承認通知(様式第4号)により助成事業者に通知するものとする。

(実績報告及び請求)

第9条 助成事業者は、当該補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 能美市団体旅行促進補助金実績報告書(様式第5号)

(2) 能美市団体旅行促進補助金指定観光スポット受付印証明書(様式第6号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合において、その報告に係る助成事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その内容を能美市団体旅行促進補助金確定通知書(様式第7号)により助成事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 前条の規定により、交付すべき補助金額の確定通知を受けた者は、直ちに能美市団体旅行促進補助金請求書(様式第8号)により、市長に補助金の請求をするものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第12条 市長は、補助事業者の提出書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、補助金の交付額を減額し、又は補助金を交付しないことができる。

2 市長は、補助金を交付した後に前項の書類に誤り又は偽りがあると認めたときは、交付した補助金の一部又は全部の返還を請求することができるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和4年3月25日告示第71号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日告示第41号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和6年4月1日告示第86号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(令和7年4月1日告示第61号)

この告示は、公表の日から施行する。

別表1(第4条関係)

指定観光スポット
能美市九谷焼美術館 五彩館
能美市九谷焼美術館 体験館
能美市九谷焼美術館 浅蔵五十吉記念館
いしかわ動物園
手取フィッシュランド
松井秀喜ベースボールミュージアム
能美ふるさとミュージアム
里山の湯(辰口温泉総湯)
根上学習センター子ども宇宙科学室プラネタリウム
アドベンチャーガーデン能美

別表2(第5条関係)

区分	宿泊1泊につき 1人当たりの補助額	貸切バス1台当たりの補助額	限度額
旅行・合宿・ 学会	1,000円	—	50万円
修学旅行	1,000円	限度額5万円(大型・中型) 限度額2万円(小型・マイクロ)	50万円

備考 修学旅行の場合において、貸切バス1台当たりの補助額が限度額に達しない場合は、実費とする。